

新潟市家庭系廃棄物指定袋支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成20年6月からの「家庭系廃棄物有料指定袋制」実施に際し、経済的支援を必要とする世帯及び高齢者など日常的に紙おむつを使用している市民の経済的負担を軽減し、家庭系廃棄物の適正な分別及び収集を図るため、家庭系廃棄物指定袋の支給によるごみ処理手数料の免除について定めるものとする。

(対象者等)

第2条 この要綱により、ごみ処理手数料の免除に係る対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者及び世帯とする。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付制度を受けている世帯
- (3) 満3歳未満の乳幼児を養育する保護者
- (4) 新潟市紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者
- (5) 新潟市在宅難病患者紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者
- (6) 新潟市障害者紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者
- (7) 新潟市重度障害者児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具給付券（紙おむつ）の支給対象者
- (8) 前7号までに掲げる者の他、紙おむつの使用のため、市長が特に必要と認める者

(交付する指定袋の種類、枚数)

第3条 手数料の免除方法は、家庭系廃棄物指定袋の配布によるものとし、配付枚数は別表1に定めるところによる。

(交付手続き)

第4条 家庭系廃棄物指定袋の交付を受けようとする世帯主は、家庭系廃棄物指定袋支給申請書(別記様式1号)により市長に申請をするものとする。ただし、第2条第3号から第7号までに該当する者については、以下の定めに従うものとする。

- (1) 第2条第3号に該当する者においては、出生届または転入届の提出をもって、前項の申請とみなす。
 - (2) 第2条第4号から第7号までに該当する者においては、各紙おむつ券等支給事業への対象決定をもって、前項の申請とみなす。
- 2 市長は、第1項に基づく申請を受け、交付の適否を審査し、相当と認めた場合、当該申請をした者に対し、前条の規定による家庭系廃棄物指定袋を配付する。

(禁止事項)

第5条 この要綱に基づき指定袋の交付を受けた者は、当該指定袋を転売してはならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

施行初年度の交付対象者については、10ヶ月分の袋を交付する。

(準備行為)

申請に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

別表 1 (第 3 条関係)

交付対象者		指定袋の種類	枚数
1	生活保護法による生活扶助を受けている世帯	<種類> (1)燃やすごみ(または普通ごみ)	(1)燃やすごみ(普通ごみ) 1世帯あたり年間 150 枚
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付制度を受けている世帯	(2)燃やさないごみ(または普通ごみ) <大きさ> 世帯の構成人員数に基づき、下記のとおりとする。 1人世帯 : 極小(10) 2人世帯 : 小 (20) 3人以上世帯 : 中 (30) 申請初年度においては、申請を行った時の世帯構成人員数を基にする。 継続して複数年間対象となっている場合は、年度当初の世帯構成人員数を基とする。	(2)燃やさないごみ(普通ごみ) 1世帯あたり年間 12 枚 (合計) 1世帯あたり年間 162 枚
3	満 3 歳未満の乳幼児を養育する保護者	<種類> 燃やすごみ(または普通ごみ) <大きさ> 小 (20)	(1)出生時： 新生児 1 人あたり 210 枚 (3 年相当分) (2)転入時等： 0 歳児 1 人あたり 210 枚 (3 年相当分) 1 歳児 1 人あたり 120 枚 (2 年相当分) 2 歳児 1 人あたり 40 枚 (1 年相当分)
4	新潟市紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者	<種類> 燃やすごみ(または普通ごみ)	1 人あたり年間 80 枚
5	新潟市在宅難病患者紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者	<大きさ> 小 (20)	
6	新潟市障害者紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者		
7	新潟市重度障害者児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具給付券(紙おむつ)の支給対象者		
8	前 7 号までに掲げる者の他、紙おむつの使用のため、市長が特に必要と認める者		

家庭系廃棄物指定袋支給申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者)

世帯主:

住所:

電話番号:

下記のとおり家庭系廃棄物指定袋の支給申請をいたします。
なお、家庭系廃棄物指定袋の配付方法につきましては、市の指定した業者による配布を認めます。

年度		
家庭系廃棄物指定袋支給申請理由(丸で囲む)		
(1) 生活保護法による生活扶助を受けているため		
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付制度を受けているため		
(3) 紙おむつ使用のため		
上記(3)に該当の場合、使用者名を記入		
おむつ使用者名	氏名	
	生年月日	
	おむつ使用開始時期	年 月頃~
	氏名	
	生年月日	
	おむつ使用開始時期	年 月頃~